瑞宝中綬章を授ける（各通）　（東北大学名誉教授）　大森　浩明
瑞宝小綬章を授ける（各通）　（名古屋大学名誉教授）　西川　滋
瑞宝双光章を授ける（各通）　（信州大学名誉教授）　武藤　庸一
瑞宝単光章を授ける（以上八月十一日）　牧島　勝利　村　好　勇
瑞宝小綬章を授ける　大甘　利　丘　池　儀彦
瑞宝双光章を授ける（各通）　平　一　篤　田　勝義
瑞宝単光章を授ける（以上八月十一日）　（三等陸佐）　後藤　政克
瑞宝双光章を授ける（各通）　諸岡　義則　高橋　良　手　政次　落合　元宏
瑞宝小綬章を授ける　安松　正良　谷口　剛
瑞宝双光章を授ける（各通）　定　和夫　長尾　猛　藤原　幹備
瑞宝単光章を授ける（各通）　片岡　秀次　西村　壽喜
瑞宝双光章を授ける（各通）　伊藤　充明　（以上八月十三日）　熊谷　力輔
瑞宝双光章を授ける（各通）　東恩納　宏　三浦　憲治　（八月十四日）　山口　哲志
瑞宝双光章を授ける（各通）　（八月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十二日午前九時四十三分御出門、「No Museum, No Life?―これからの美術館事典 国立美術館コレクションによる展覧会」を御覧のため、東京国立近代美術館（千代田区）へ行幸、同十時二十四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 27 年 9 月 16 日

四国地方整備局長　石橋　良啓

道路の種類	路線名	区間
一般国道	56号	宇和島市文京町乙2045番４から同市文京町乙2004番１までの上下線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 9 月 16 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間678円」を「１時間695円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 9 月 16 日

山形労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間680円」を「１時間696円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 9 月 16 日

宮崎労働局長　佐藤　俊彦

第４号中「１時間677円」を「１時間693円」に改める。

国家試験

歯科技工士国家試験の施行

歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第12条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の３第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が行う。

平成 27 年 9 月 16 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験期日　平成28年２月28日（日曜日）

２　試験地　北海道、東京都、大阪府及び福岡県

３　試験科目

⑴　学説試験　歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

⑵　実地試験　歯科技工実技

４　受験資格

⑴　文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業したもの（平成28年３月16日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業したもの（平成28年３月16日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

⑷　外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）様式第４号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人歯科医療振興財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所又は一般財団法人歯科医療振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　卒業証明書、卒業見込証明書又は歯科医師国家試験等を受けることができる者である旨を証する書類

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　歯科技工士国家試験受験資格認定書の写し（一般財団法人歯科医療振興財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けること）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成27年12月21日（月曜日）から平成28年１月８日（金曜日）までに、一般財団法人歯科医療振興財団に提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は原則として、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成28年１月８日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成27年12月28日（月曜日）から平成28年１月４日（月曜日））を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成28年３月16日（水曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、30,000円とし、受験手数料の額を一般財団法人歯科医療振興財団所定の５連式払込用紙を用いて郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、平成28年２月５日（金曜日）に投函し郵送により交付する。